

賃貸借仕様書

1 賃貸借名

岡山市消防局施設用自動体外式除細動器（A E D）賃貸借

※上記賃貸借について、以下、賃借人岡山市消防局（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）とする。

2 設置場所及び台数

No.	施設名称	所在地	電話番号	設置台数
1	北消防署	岡山市北区鹿田町 二丁目 4-1	086-226-1119	1 台
2	西消防署	岡山市北区野殿西町 427-1	086-256-1119	1 台
3	中消防署	岡山市中区今在家地先	086-275-1119	1 台
4	東消防署	岡山市東区西大寺南 一丁目 2-4	086-942-9119	1 台
5	南消防署	岡山市南区浦安南町 495-88	086-262-0119	1 台
6	消防教育訓練センター 総合訓練施設	岡山市中区桑野 116-3	086-234-9972 ※消防企画総務課の TEL	1 台
7	消防教育訓練センター 水難救助訓練施設	岡山市南区浦安南町 495-88（南消防署敷地内）	086-262-4917	1 台

3 契約期間

契約日から令和 1 2 年 6 月 3 0 日まで

4 引渡期日

令和 7 年 6 月 3 0 日まで

5 賃貸借期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 2 年 6 月 3 0 日（6 0 ヶ月）の長期継続契約

6 賃貸借物件

(1) 品名 自動体外式除細動器（A E D）一式

(2) 数量 7 セット

(3) 内容

ア A E D 本体 1 台

イ バッテリー 1 個

ウ 小学生～大人用電極パッド 2 組（本体 1、予備 1）

エ 未就学児用電極パッド 1 組（成人と兼用タイプの場合は不要）

オ 収納用キャリングケース 1 個

カ AED救急セット

(標準セット内容)

- ①人工呼吸用マウスピース又はシート
- ②救急用ハサミ
- ③脱毛用テープ又は除毛用剃刀
- ④使い捨て手袋（ニトリル製等）
- ⑤汗等水分拭用布

キ 取扱説明書（日本語） 1部

(4) 規格

ア 非医療従事者向けAEDとして薬事法に基づく厚生労働大臣の承認を得ており、過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること。

イ 日本版救急蘇生ガイドライン2020に対応する機器であること。

ウ AEDは、本契約に係る一般競争入札の執行時点において最新の製品又は同等のもので、かつ未使用のものであること。

エ 出力波形は、二相性（バイフェージック）方式であること。

オ 電極パッドは、常にAED本体に接続された状態で保管されていること。

カ 使用方法に関する日本語による音声ガイド・コーチング機能を有すること。

(※注1)

キ セルフテスト機能を有すること。セルフテストはAED本体・バッテリー・電極パッドについて毎日実施され、不具合が生じた場合に音や表示で警告するものであること。

ク 成人及び未就学児のいずれにも使用できること。

ケ 電気ショックが必要と判断し充電中であっても心電図解析を続け、正常な心電図に戻った場合は、自動で電気ショックをキャンセルする機能を有すること。

(※注1 音声ガイド・コーチング機能の例)

- ・AEDの電源ON時から胸骨圧迫のリズム音が流れること。
- ・心肺蘇生を開始する時には「直ちに胸骨圧迫と人工呼吸を始めてください」、心電図を解析する時には「体から離れてください。」などの音声ガイドが流れること。

【参考製品】

日本光電工業株式会社「カルジオライフ AED-3100」

または同等以上のもの

(5) 保守管理

1年に1回の保守点検を行い、異常が認められた際はその結果を担当課へ報告すること。なお、保守点検については、AED本体の故障の有無、消耗品・アクセサリの損傷の有無及び有効期限について目視点検または遠隔監視を行うこと。これらの点検が確実に履行できるのであれば、保守点検の資格等は不要とする。

7 契約開始時の機器の設置、契約終了時の機器の回収

- (1) 機器一式は「2 設置場所」に引渡期日までに直接納入すること。
- (2) 廃棄にあたっては廃棄物処理法関係法令を遵守し、適法に行うこと。
- (3) 契約終了時には、乙が設置場所から機器の回収を行うこと。
- (4) 機器の設置、回収及び廃棄に要する費用は、乙の負担とする。

8 機器の保証及び経費の負担

- (1) 賃貸借期間中、乙の負担により、機器に乙を被保険者とした動産総合保険または同等以上の保証を付すものとする。
- (2) 契約期間内に発生した故障等の欠陥については、乙がその責において無償交換または修理を行うものとする。
- (3) 機器の盗難、滅失、き損等の事故により、機器の交換又は新たな機器の設置が必要となる場合、乙はその事故以降、その事故にかかる機器の借損料の請求は行わないものとする。また、盗難の場合は、A E D 本体等の返還は行わないものとする。
- (4) 定期交換や救命時使用後の消耗品の補充、盗難、破損、故障時の代替品提供を本契約に含むものとする。また、使用期限のある電極パッド・バッテリーは、乙において納品管理し、期限が切れる前に各設置場所に直接納品し交換するものとする。
- (5) 本仕様書の内容にかかる経費は、すべて賃借料に含めるものとする。

9 契約条件等

- (1) この契約は「岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年岡山市条例第78号）」に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、岡山市は、この契約を解除することができるものとする。
- (2) 月額賃借料については契約総額を60月で除して得た金額とする。ただし、1円未満の端数が生じるときには、その分を最初の支払月に支払うものとする。
- (3) 履行準備期間は支払期間に含めないものとする。

10 賃貸人以外の者が機器の保守等を行う場合

乙は、業務の一部を委任し、又は下請負するときは、相手方の名称その他甲が必要と認める事項を、あらかじめ甲に対して通知しなければならない。

11 担当課

消防企画総務課 経理係 天野 (TEL 086-234-9972)

12 その他

- (1) 乙は、機器設置に際して甲と協議の上、機器の取扱方法等の説明を行うこと。
- (2) 「8 機器の保証及び経費の負担 (4)」に示す消耗品の補充・返却方法については、落札決定後に甲と乙で協議し決定するものとする。
- (3) 本仕様書に記載がなくても、賃貸借物件の搬入及び回収・撤去に一般的に必要な作業、消耗品等については、乙の負担において提供すること。
- (4) 心肺蘇生に関するガイドライン変更等に伴い、機器認定の変更が必要となった場合は、遅滞なく担当課に報告し協議すること。
- (5) 契約締結後、賃貸借物件の仕様等を変更する必要がある場合は、協議の上、変更できるものとする。
- (6) その他、仕様書に定めのない事項については、協議して別に定めるものとする。